第7回児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会	資料5
令和8年6月 15 日	

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令案について（概要）

令和８年６月
こども家庭庁成育局成育環境課

１．改正の趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の８の２第２項及び第 45 条第２項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「児福施設設備運営基準」という。）に規定する児童厚生施設に配置する従業員の要件及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「放課後設備運営基準」という。）に規定する放課後児童健全育成事業所に配置する放課後児童支援員の要件を緩和する改正を行うもの。

２．改正の内容

（１）児福施設設備運営基準の一部改正

○　児福施設設備運営基準第 38 条第１項の規定により、児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者（以下「児童厚生員」という。）を置かなければならないこととされており、児童厚生員は、同条第２項各号のいずれかに該当する者でなければならないこととしている。

○　今般、運用上の実態に鑑み、「児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会」による提言も踏まえ、児童厚生施設における人手不足が深刻である中、児童厚生員の量及び質を確保するため、同条第２項に次の２つの号を加え、児童厚生員の資格要件の拡充を図るものとする。

①　こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

②　次のいずれかに該当する者であって、１年以上児童福祉事業に従事したもの

- 学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 同法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第２項の規定により大学院への入学が認められた者
- 同法の規定による大学院を卒業した者
- 外国の大学を卒業した者

（２）放課後設備運営基準の一部改正

○　放課後設備運営基準第 10 条第１項の規定により、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならないこととされており、放課後児童支援員は、同条第３項各号のいずれか（以下「基礎資格」という。）に該当する者であって、都道府県知事等が行う研修を修了したものでなければならないこととしている。

○　今般、運用上の実態に鑑み、「児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会」による提言も踏まえ、放課後児童健全育成事業所における人手不足が深刻である中、放課後児童支援員の量及び質を確保するため、同条第３項に次の２つの号を加え、基礎資格の拡充を図るものとする。

①　こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

②　次のいずれかに該当する者であって、１年以上児童福祉事業に従事したもの

・　学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

・　同法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第２項の規定により大学院への入学が認められた者

・　同法の規定による大学院を卒業した者

・　外国の大学を卒業した者

（３）その他所要の改正を行う。

３．根拠条項

児童福祉法第 34 条の８の２第２項及び第 45 条第２項

４．施行期日等

○公 布 日：令和８年夏ごろ（予定）

○施行期日：令和９年４月１日